~屋外広告物関係の申請を行う方へ~ 申請書への押印を廃止します!

令和3年4月1日から東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、屋外広告業の登録、屋外広告物の表示・掲示の許可を行う場合に作成していただく様式について、東京都のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進に向けた取組により、押印を不要とします。

1 対象となる申請先

次の申請窓口に、屋外広告業の申請又は屋外広告物の表示・掲示の許可の申請を行うものが対象となります。

- (1) 屋外広告業の登録 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
- (2) 屋外広告物の表示・許可
 - ① 東京都都市整備局多摩建築指導事務所
 - ② 23区の屋外広告物申請窓口
 - ③ 八王子市を除く市及び瑞穂町の屋外広告物申請窓口

2 押印を不要とする主な様式

No.	様式番号	様式の名称
1	第1号様式	屋外広告物許可申請書
2	第19号様式	屋外広告業登録申請書
3	第20号様式	誓約書
4	第21号様式	略歴書
5	第22号様式	屋外広告業登録事項変更届出書
6	第23号様式	屋外広告業廃業等届出書

3 問合せ先

- (1) 屋外広告物の許可・相談等 屋外広告物の許可申請や相談は、許可を受けた区市町村等の窓口に、 お問い合わせください。
- (2) 屋外広告業の登録 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当 電話 03-5388-3335 (直通)

